		第二十四条の二第一項ただし書の規定が適用される畜舎等	付近見取図	畜舎等の周囲の状況
			平面図	耐力壁及び非耐力壁の位置
				外壁、袖壁、塀その他これらに類するものの位置及び高さ
	第二十四条の三の規定が適用される畜舎等	第二十四条の三第一項本文、第二項又は第三項の規定が適用される畜舎等	室内仕上げ表	建築基準法施行令第百二十八条の五に規定する部分の仕上げの材料の種別及び厚さ
		第二十四条の三第一項ただし書の規定が適用される畜舎等	付近見取図	畜舎等の周囲の状況
			平面図	耐力壁及び非耐力壁の位置
				外壁、袖壁、塀その他これらに類するものの位置及び高さ
		第二十四条の三第三項の規定が適用される畜舎等	平面図	建築基準法施行令第百二十八条の五第七項に規定する国土交通大臣が定める建築物の部分に該当することを確認するために必要な事項
(八)	第二十五条の規定が適用される畜舎等	第二十五条第一項本文の規定が適用される畜舎等	(略)	(略)
		第二十五条第一項ただし書又は第二項の規定が適用される畜舎等	(略)	(略)
(九)〜(十二)	(略)		(略)	(略)
(十三)	第六十条の三の規定が適用される発酵槽等	第六十条の三第二項及び第三項の規定が適用される発酵槽等	配置図	発酵槽等の各部の位置、構造方法及び寸法
			平面図又は横断面図	発酵槽等の各部の位置及び構造方法並びに材料の種別、寸法及び平面形状
				近接又は接合する畜舎等の位置、寸法及び構造方法

		(新設)	(新設)	(新設)
			(新設)	(新設)
				(新設)
	(新設)	(新設)	(新設)	(新設)
		(新設)	(新設)	(新設)
			(新設)	(新設)
				(新設)
		(新設)	(新設)	(新設)
(八)	第二十五条の規定が適用される畜舎等	第二十五条本文の規定が適用される畜舎等	(略)	(略)
		第二十五条ただし書の規定が適用される畜舎等	(略)	(略)
(九)〜(十二)	(略)		(略)	(略)
(新設)	(新設)	(新設)	(新設)	(新設)
			(新設)	(新設)
				(新設)